令和6年度介護報酬改定について

3月ケアマネジャー勉強会

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 給付担当 主任 三枝 成葉



社会保障審議会 介護給付費分科会(第239回)

令和6年1月22日

参考資料1

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

全サービス共通

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

6. 居宅介護支援①

改定事項

- 居宅介護支援 基本報酬
- ① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い(予防のみ)
- ③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
- ④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
- ⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
- ⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- 8 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- 9 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ① 3(2)①テレワークの取扱い★
- ② 3(3)④公正中立性の確保のための取組の見直し
- ③ 3(3)⑤介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)

6. 居宅介護支援②

改定事項

- 14 3(3)⑥介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)
- 15 4(1)8同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑩ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者 へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ① 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

人員・運営基準改定

★は介護予防支援も同様の改正

3(3)16	介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)
3(3)①	管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
3(2)1	テレワークの取扱い★
3(2)⑦	人員配置基準における両立支援への配慮★
3(3)2	いわゆるローカルルールについて★
3(3)14	公正中立性の確保のための取組の見直し
1(6)2	身体的拘束等の適正化の推進★
1(1)3	他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
2(1)12	ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
1(8)①—	-部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入
5①	「書面掲示」規制の見直し★
1(1)②	居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて
	介護予防支援を行う場合の取扱い(予防のみ)

3. (3) 16 介護支援専門員1人当たりの取扱い件数(基準)

概要

【居宅介護支援】

が49又はその端数を増すごとに1とする

○ 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。【省令改正】 ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。 イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム(ケアプランデータ連携システム)を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数

基準

介護支援専門員の員数

<現行>

利用者の数が<u>35</u>又はその端数を増すごとに1とする。

<改定後>

- ・ 利用者の数<u>(指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。)</u>が44又はその端数を増すごとに一とする。
- ・ 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに一とする。



(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
第2条(従業者の員数)	第2条(従業者の員数)
2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が3	2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者の数(当</u>
<u>5</u> 又はその端数を増すごとに1とする。	該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事
	業者の指定を併せて受け、又は法第115条の2
	3第3項の規定により地域包括支援センターの設
	置者である指定介護予防支援事業者から委託を受
	<u>けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定</u>
	<u>介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定</u>
	<u>介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第</u>
	<u>26号において同じ。)を行う場合にあっては、</u>
	当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の
	数に当該事業所における指定介護予防支援の利用
	者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項に
	<u>おいて同じ。)が44</u> 又はその端数を増すごとに
	1とする。

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
第2条(従業者の員数)	第2条(従業者の員数)
〔新設〕	3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事
	業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和
	34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会と
	<u>いう名称で設立された法人をいう。)が運用及び</u>
	管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅
	サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続
	された居宅サービス計画の情報の共有等のための
	<u>情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配</u>
	置している場合における第1項に規定する員数の
	<u>基準は、利用者の数が49又はその端数を増すご</u>
	<u>とに1とする。</u>

3. (3) ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

○ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。 【省令改正】【通知改正】

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
第3条(管理者)	第3条(管理者)
3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従	3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従
事する者でなければならない。ただし、次に掲げ	事する者でなければならない。ただし、次に掲げ
る場合は、この限りでない。	る場合は、この限りでない。
(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業	(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業
所の介護支援専門員の職務に従事する場合	所の介護支援専門員の職務に従事する場合
(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務	(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合
に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援	(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に
事業所の管理に支障がない場合に限る。)	支障がない場合に限る。)

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理 していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的 な考え方を示す。【通知改正】

3. (2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、 各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
 - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間 勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1 (常勤) と扱うことを認める。 【通知改正】

基準・算定要件等

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」 (※) の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤扱い			(新設)
「常勤換算」 (※) の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1(常勤)と扱うことを認める	0	0	〇 (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本) 勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

3. (3) ② いわゆるローカルルールについて

概要

【全サービス】

○ 都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。【Q&A発出】

3. (3) 4 公正中立性の確保のための取組の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者 の努力義務とする。【省令改正】
 - ア 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各 サービスの割合
 - イ 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各 サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

基準

<現行>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、通所介護、通所介護、以下「訪問介護、以下「訪問の大話問行びとのでは、前6月間に当該指ででは、計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数が占める割合、前6月間に当該指にである事業者において作成された居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

<改定後>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。



を行い、理解を得なければならない。

(平成11年厚生省令第38号)

改下前 改下後 第4条(内容及び手続の説明及び同意) 第4条(内容及び手続の説明及び同意) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援 の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ 計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者 の家族に対し、居宅サービス計画が第1条の2に の希望に基づき作成されるものであり、利用者は 規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成 複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう されるものであり、利用者は複数の指定居宅サー 求めることができること、前6月間に当該指定居 ビス事業者等を紹介するよう求めることができる 字介護支援事業所において作成された居宅サービ こと等につき説明を行い、理解を得なければなら ス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉 ない。 用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項に おいて「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置 付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において 作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪 問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サー ビス事業者又は指定地域密着型サービス事業者に よって提供されたものが占める割合等につき説明

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
第4条(内容及び手続の説明及び同意)	第4条(内容及び手続の説明及び同意)
〔新設〕	3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援
	<u>の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ</u>
	の家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援
	事業所において作成された居宅サービス計画の総
	数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及
	び地域密着型通所介護(以下この項において「訪
	<u>問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた</u>
	居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間
	<u>に当該指定居宅介護支援事業所において作成され</u>
	<u>た居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等</u>
	<u>ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業</u>
	者又は指定地域密着型サービス事業者によって提
	<u>供されたものが占める割合につき説明を行い、理</u>
	解を得るよう努めなければならない。

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、 特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - · 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならないこと。
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
第13条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) (新設)	第13条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保 護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下 「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
〔新設〕	(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

改正(案)

身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録(第2の2号及び第2の3号)

基準第13条第2の2号及び第2の3号は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

<u>また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。</u>

なお、基準省令第 29 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、 2 年間保存しなければならない。

1.(1)③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。 【省令改正】
 - ア 利用者の同意を得ること。
 - イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ウ 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。

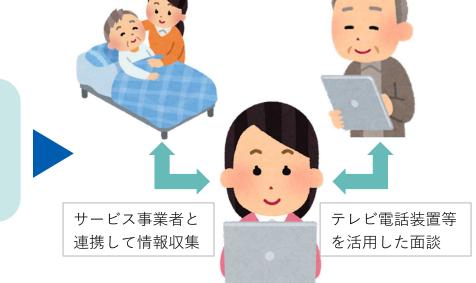
利用者の同意



サービス担当者会議等 での合意



- 利用者の状態が安定している
- 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる
- 他のサービス事業者との連携 により情報を収集する



オンラインでの モニタリングが可能

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
第13条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) (14)介護支援専門員は、第13号に規定する実施 状況の把握(以下「モニタリング」という。)に 当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サー ビス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、 特段の事情のない限り、次に定めるところにより 行わなければならない。	第13条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) (14)介護支援専門員は、第13号に規定する実施 状況の把握(以下「モニタリング」という。)に 当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サー ビス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、 特段の事情のない限り、次に定めるところにより 行わなければならない。
ア 少なくとも1月に1回 <u>、利用者の居宅を訪問し</u> 、 利用者に面接すること。	ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。
〔新設〕	〔新設〕部分は次ページ記載
	ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を 記録すること。

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
〔新設〕	〔新設〕部分
	<u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによっ</u>
	<u>て行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、</u>
	少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接
	<u>するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ</u>
	<u>電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものと</u>
	<u>する。</u>
	<u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、</u>
	<u>文書により利用者の同意を得ていること。</u>
	<u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項につい</u>
	<u>て主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ているこ</u>
	<u>と。</u>
	<u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u>
	b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うこ
	<u>とができること。</u>
	c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタ
	<u>リングでは把握できない情報について、担当者から提供</u>
	<u>を受けること。</u>

改正(案)

モニタリングの実施(第 14 号)

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することが必要である。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととする。

ただし、基準第 13 条第 14 号口(1)及び(2)の要件を満たしている場合であって、少なくとも 2 月に 1 回利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができる。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当である。また、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

<u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲げる事項について留意する</u> 必要がある。

改正(案)

- イ 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法(居宅への訪問は2月に1回であること等)を 懇切丁寧に説明することが重要である。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得る ことが困難と考えられる利用者については、後述の口の要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用し た面接の対象者として想定されない。
- □ 利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要である。
- ・介護者の状況の変化が無いこと。
- <u>・住環境に変化が無いこと(住宅改修による手すり設置やトイレ の改修等を含む)</u>
- ・サービス(保険外サービスも含む)の利用状況に変更が無いこと
- ハ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対ができる必要がある。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。

改正(案)

- 二 テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要がある。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要である。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、別途通知する「情報連携シート」を参考にされたい。
- 水 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者 の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の 連絡調整の際の意見照会も想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録して おくことが必要である。

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者 等から利用者に係る情報の提供を受けたときその 他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔 機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る 情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を 得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提	13条(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 4)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

→ 解釈通知の改正(案)なし

【現行の解釈通知(抜粋)】

また、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、・「薬が大量に余っている」又は・「複数回分の薬を一度に服用している」・・(略)・・等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。なおここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

2.(1)⑫ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

概要

【居宅介護支援、介護予防支援、(訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★)】

○ 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サー ビス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている 「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。【通知改正】

算定要件等

- 居宅介護支援等の具体的取扱方針に以下の規定を追加する(居宅介護支援の例)※赤字が追記部分
- <指定居宅介護支援の具体的取扱方針>

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため,利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については,意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。

また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。<u>特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。</u>(後略)

改正(案)

主治の医師等の意見等(第 19 号・第 19 号の2・第 20 号)

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。

なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあって、当該 指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、介護支援 専門員は、当該留意点を尊重して居宅介護支援を行うものとする。

1. (8) ① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)及び多点杖を対象とする。【告示改正】
- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。
 - ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員(※)が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。【省令改正、通知改正】
 - ※ 介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。
 - イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月 以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。【省令改正】
 - ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用 具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に 応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等 (メンテナンス)を行うよう努めることとする。【省令改正】

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は 介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。
- ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案







【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

<貸与後>

※ 福祉用具専門相談員が実施

・ 利用開始後少なくとも 6 月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継 続の必要性を検討

<販売後>

- ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供



改正(案)

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映(第 22 号・第 23 号)

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。

このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

さらに、対象福祉用具(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 厚生省令第 37 号)第 199 条第2号に定める対象福祉用具をいう。以下同じ。)を居宅サービス計画に 位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第 13 条 第5号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、 それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなら ない。

なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。

改正(案)

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならない。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。

また、福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。 ア~ウ (略)

第239回(R6.1.22)社会保障審議会介護給付費分科会 資料抜粋

【特定福祉用具販売の種目】〔新設〕

- 7 スロープ 段差解消のためのものであって取付けに際し工事を伴わないものに限る
- 8 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有るものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの
- 9 歩行補助つえカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム クラッチ及び多点杖に限る。



○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号)(厚生省老人保健福祉局企画課長 通知)(抄)

新	旧
(別添) 第一 福祉用具 1 (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び 厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉 用具の種目 (1)~(6) (略) (7) <u>スロープ</u> 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差	(別添) 第一 福祉用具 1 (略) 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び 厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉 用具の種目 (1)~(6) (略) (新設)
の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。 (8) 歩行器 貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。	(新設)
(9) <u>歩</u> 行補助つえ カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム	(新設)
クラッチ及び多点杖に限る。 3 (略) 第二 (略)	3 (略) 第二 (略)

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

(※令和7年度から義務付け)

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
第22条(掲示) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業 所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援 専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービ スの選択に資すると認められる重要事項を掲示し なければならない。	第22条(掲示) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業 所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援 専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービ スの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲 示しなければならない。
2 指定居宅介護支援事業者は、 <u>前項に規定する事</u> 項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由 に閲覧させることにより、 <u>同項</u> の規定による掲示 に代えることができる。 (新設)	2 指定居宅介護支援事業者は、 <u>重要事項</u> を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 <u>前項</u> の規定による掲示に代えることができる。 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

→ 第3項は、令和7年3月31日までの間、経過措置あり。

(平成11年厚生省令第38号)

改正前	改正後
第29条(記録の整備) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指 定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる 記録を整備し、その完結の日から2年間保存しな ければならない。	第29条(記録の整備) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指 定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる 記録を整備し、その完結の日から2年間保存しな ければならない。
(1)(2) 略 (3) 第16条 <u>に規定する</u> 市町村への通知に係る記録	(1)(2) 略 (3)第13条第2号の3の規定による身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 第26条第2項 <u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録	(4) 第16条 <u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録
(5) 第27条第2項 <mark>に規定する</mark> 事故の状況及び事故 に際してとった処置についての記録	(5) 第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録録(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

→ 松本市は、(3)(5)(6)について5年間保存として定めている。

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要

【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けること に伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定 を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合(指定居宅 介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理 に支障がないときに限る。)には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

<現行>

なし

なし

介護予防支援費 438単位なし

<改定後>

介護予防支援費<u>(Ⅰ)</u> 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費(Ⅱ) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし 特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を 越えて、指定介護予防支援を行った場合 介護予防支援費 (川)のみ

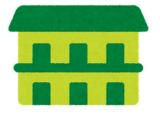
1. (1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

<現行>



指定

指定介護予防支援事業者 (地域包括支援センター)



委託も可

指定居宅介護支援事業者



【報酬】

- ●介護予防支援費
- ●初回加算
- ●委託連携加算

【人員基準】

- ●必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - · 介護支援専門員
 - · 社会福祉士 等
- ●管理者

<改定後>



指定介護予防支援事業者

指定

(地域包括支援センター)



【報酬】

- ●介護予防支援費 (**I**)
- ●初回加算
- ●委託連携加算

【人員基準】

- ●必要な数の担当職員
 - 保健師
 - · 介護支援専門員
 - · 社会福祉士 等
- ●管理者

委託も可

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供

指定

指定介護予防支援事業者 (指定居宅介護支援事業者)



【報酬】

- ●介護予防支援費(Ⅱ)
- ●初回加算
- ●特別地域介護予防支援加算
- ●中山間地域等における小規模 事業所加算
- ●中山間地域等に居住する者への サービス提供加算

【人員基準】

- ●必要な数の介護支援専門員
- ●管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

改正後

第2条(従業者の員数)

- 地域包括支援センターの設置者である 指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員 数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第3条(管理者)

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- <u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この</u> <u>限りでない。</u>
- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障が ない場合に限る。)

改正後

第10条(利用料等の受領)

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した 交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービス の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について 説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第30条(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回利用者に面接すること。
- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも 該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号 において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、 面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面 接することができる。

改正後

- <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ているこ</u> と。
- (1) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者</u> の合意を得ていること。
 - (a) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (b) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。
 - (c) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当 者から提供を受けること。
- <u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅</u> を訪問し、利用者に面接すること。
- 工 利用者の居宅を訪問しない月<u>(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)</u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- **才** 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

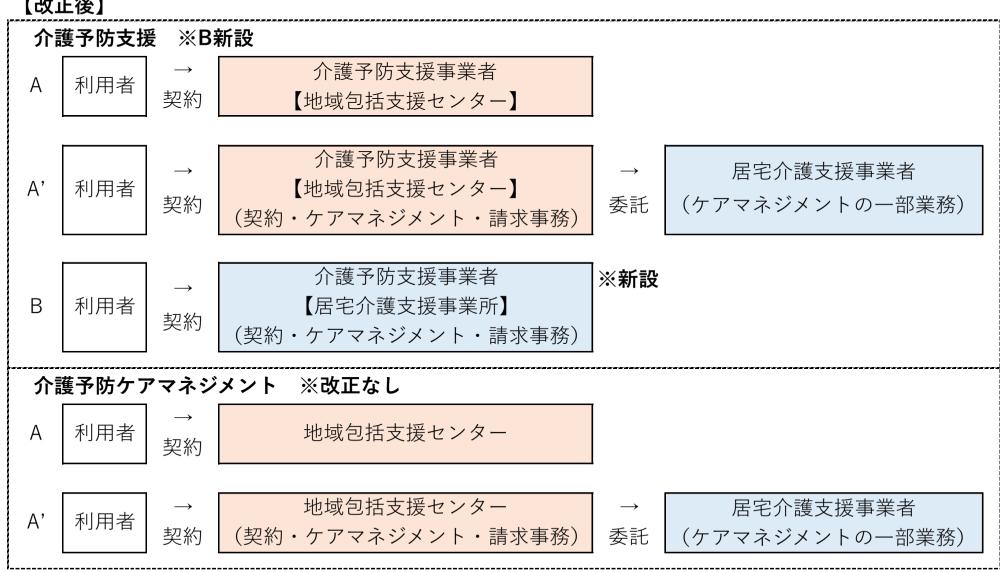
改正後

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の 規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

→ そのほか、「重要事項の掲示」「記録の整備」「身体的拘束等」については居宅介護支援 と同様の改正内容となっている。

介護予防支援の運用

【改正後】



介護予防支援の運用

- ◆ 地域包括支援センターから委託を受けることは引き続き可能である。
- ◆ 介護予防支援事業者の指定を受けた場合において、地域包括支援センターから委託を受けているケースを移行するに当たっては、地域包括支援センターと指定事業者が調整のうえ利用者に説明を行うこと。また、その際に「介護予防ケアマネジメント」については、地域包括支援センターのみが実施するものとなることも併せて説明を行うこと。

想定としては、指定を受けた居宅介護支援事業所が指定を取ったことを担当する地域包括 支援センターへ連絡→双方で移行時期を相談→利用者へ説明 という流れが効率的と考える が、利用者との関係性等鑑み調整いただきたい。

- ◆ 移行の同意が取れた後は、居宅介護支援と同様と流れとなる。 あくまで、事業所が変更となった場合となるため、重要事項の説明→契約→アセスメント →介護予防サービス計画原案作成→サービス担当者会議→介護予防サービス計画原案への同 意・交付までをサービス提供開始までに行う必要がある。
- ◆ サービス調整を行う中で「介護予防ケアマネジメント」に変更となる場合は、速やかに担当する地域包括支援センターへ連絡を行い、利用者の処遇に支障がないように引継ぎを行うこと。
- ◆ 直接契約となるケース(委託ではないケース)は、介護予防ケアマネジメントと介護予防 支援が切り替わる都度居宅届の提出が必要となるため、留意いただきたい。

報酬改定(案)

★は介護予防支援も同様の改正

基本報酬	
52	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間 地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
53	特別地域加算の対象地域の見直し★
3(3)ⓑ	介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)
1(6)①	高齢者虐待防止の推進★
1(5)4	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
4(1)8	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
1(1)①	居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
1(3)10	入院時情報連携加算の見直し
1(3)11	通院時情報連携加算の見直し
1(4)6	ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1月あたり

居宅介護支援費(1)

- ・居宅介護支援費(Ⅱ)を算定していない事業所
- ○居宅介護支援 (i)

<現行> 1,076単位 要介護1又は2

要介護3、4又は5

1.398単位

<改定後> 1,086単位

1.411単位

居宅介護支援費(Ⅱ)

- ・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に 係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及 び事務職員の配置を行っている事業所
- ○居宅介護支援 (i)

<現行> 要介護1又は2 1,076単位

要介護3、4又は5 1.398単位

<改定後> 1,086単位

1.411単位

○居宅介護支援(ii)

○居宅介護支援(iii)

要介護3、4又は5

要介護1又は2 要介護3、4又は5 539単位

698単位

544単位 704単位

○居宅介護支援 (ii)

要介護1又は2

522単位 677単位

527単位 683単位

○居宅介護支援 (iii)

要介護3、4又は5

要介護3、4又は5

要介護1又は2

323単位 418単位

326単位 422単位

要介護1又は2

313単位 406単位

316単位 410単位

介護予防支援費

地域包括支援センターが行う場合 指定居宅介護支援事業所が行う場合 <現行> 438単位 新規



<改定後> 442単位 472単位

5.② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する 者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用すること とされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービ ス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※1)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数
中山間地域等における 小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※2)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※3)に居 住する利用者に対し、通常の事業の実施地域 を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数

- ※1:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、 ③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、<u>過疎地</u> 域等であって、人口密度が希薄、交通が不 便等の理由によりサービスの確保が著しく 困難な地域
- ※2:①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域
- ※3:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島
- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)及び厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)の 規定を以下のように改正する。

<現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第二条</u> 第一項に規定する過疎地域



<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第二条</u> 第二項により公示された過疎地域

5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し

概要

【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

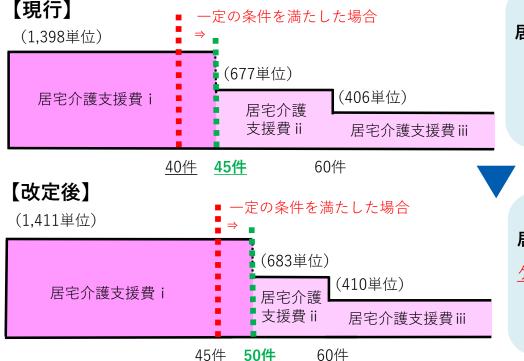
○ 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

3. (3) ⑤ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人 材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 居宅介護支援費(I)(i)の取扱件数について、現行の「40 未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費(I)(ii)の取扱件数について、現行の「40 以上 60 未満」を「45 以上 60 未満」に改める。
 - イ 居宅介護支援費(II)の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費(II)(i)の取扱件数について、現行の「45 未満」を「50 未満」に改め、居宅介護支援費(II)(ii)の取扱件数について、現行の「45 以上 60 未満」から「50 以上 60 未満」に改める。
 - ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。



例:要介護3・4・5の場合

居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件

ICT機器の活用または 事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け る利用者数の取扱件数

2分の1換算

居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件

<u>ケアプランデータ連携システムの</u> 活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数

3分の1換算

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都 道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業に よる相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者 虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行> なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合(新設)
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、 指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の 事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体 制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

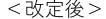
概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし



業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し 支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表 システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、 県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所につ いても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

4.(1)⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

概要

【居宅介護支援】

○ 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併 設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居してい る場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定(新設)

算定要件等

対象となる利用者

- ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と 同一の建物に居住する利用者
- ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に 居住する利用者

1. (1) ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し①

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。【告示改正】
- ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、 難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、 評価の充実を行う。
 - イ (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援セン ターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
 - ウ事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
- エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

単位数

<現行>

特定事業所加算(I) 505単位/月 特定事業所加算(II) 407単位/月 特定事業所加算(III) 309単位/月 特定事業所加算(A) 100単位/月



<改定後>

特定事業所加算(I) <u>519</u>単位/月(変更) 特定事業所加算(II) <u>421</u>単位/月(変更) 特定事業所加算(III) <u>323</u>単位/月(変更) 特定事業所加算(A) **114**単位/月(変更)

1. (1) ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②

算定要件等

。		()	(III)	(A)
,我们就会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	519単位	421単位	323単位	<u>114単位</u>
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること		()	
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		0		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	0	O ×		
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○ 連携			○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例 に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	0			
(8) <u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する</u> 事例検討会、 <u>研修等</u> に参加していること	0			
(9)居宅介護支援費に係る <mark>運営基準減算又は</mark> 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	0			
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名</u> 未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は <u>50名</u> 未満)であること	0			
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○ 連		連携でも可	
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	O		○ 連携でも可	
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	0			

1. (3)⑩ 入院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

○ 入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

※(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを算定

<現行>

入院時情報連携加算(I) 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、 当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必 要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算(I) <u>250</u>単位/月(変更)

利用者が病院又は診療所に<u>入院した日のうちに</u>、当該病院 又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提 供していること。

- ※ 入院日以前の情報提供を含む。
- ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の 翌日を含む。

<現行>

入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日 以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者 に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算(Ⅱ) 200単位/月(変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、 当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な 情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

1. (3) ⑪ 通院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

○ 通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケ アマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科 医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行> 通院時情報連携加算 50単位



<改定後> 変更なし

算定要件等

○ 利用者が病院又は診療所において医師<mark>又は歯科医師</mark>の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師<u>又は歯科医師</u>等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師<u>又は歯科医師</u>等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1.(4)⑥ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

概要

【居宅介護支援】

○ ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点か ら、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を 末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと 診断した者を対象とする見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメン ト加算の算定回数の要件についても見直しを行う。【告示改正】

算定要件等

○ターミナルケアマネジメント加算

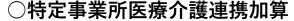
<現行>

在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に 限る。)に対して、その死亡日及び死亡日前14日以 内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得 て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身 の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計 画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合



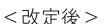
<改定後>

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療や ケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向 を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内 に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、 当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状 況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に 位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合



<現行>

前々年度の3月から前年度の2月までの間におい てターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定 していること。



前々年度の3月から前年度の2月までの間におい てターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 していること。



5. 8 地域区分①

概要

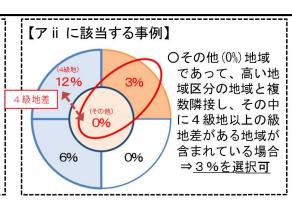
令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例(※1)を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置(※2)については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

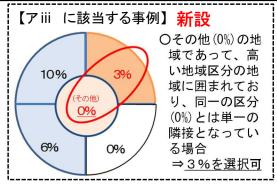
(% 1)

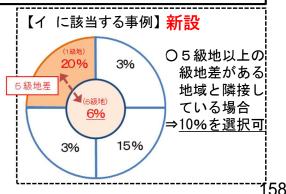
- ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。
 - i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
 - ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と 4 級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
 - iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一(引下げの場合を除く。)の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。 (新設)
- イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。(新設)
- (注1) 隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。 (アiのみ)
- (注2)広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。
- (注3) 自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。
- (注4) 障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

(% 2)

平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。







5. 8 地域区分2

(別紙)令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域 自治体: 1,741(R5.12.1現在) 7級地 4級地 5級地 6級地 その他 上乗せ割合 20% 16% 15% 12% 10% 6% 3% 0% 茨城県 茨城県 宮城県 東京都 新潟県 愛知県 奈良県 その他の地域 地域 東京都 東京都 埼玉県 兵庫県 大阪府 北海道 水戸市 尼崎市 特別区 調布市(3) さいたま市 牛久市 仙台市 武蔵村山市 岸和田市 札幌市 新潟市 豊橋市 ※ 大和高田市(6) 町田市 十葉県 埼玉県 日立市 伊丹市 多賀城市 羽村市 泉大津市 茨城県 富山県 半田市 天理市 龍ケ崎市 川西市 茨城県 狛江市 千葉市 朝霞市 瑞穂町 貝塚市 結城市 富山市 豊川市 橿原市 *** 浦安市(4) 多摩市 志木市 取手市 三田市 土浦市 奥多摩町 泉佐野市 下妻市 石川県 蒲郡市 桜井市 神奈川県 東京都 和光市 つくば市 古河市 檜原村 富田林市 常総市 常滑市 御所市 守谷市 横浜市 八干子市 千葉県 広島市 利根町 神奈川県 河内長野市 笠間市 内灘町 小牧市 香芝市 川崎市 武蔵野市 船橋市 埼玉県 府中町 栃木県 和息市 ひたちなか市 福井県 新城市 草城市 泰野市 大阪府 三鷹市 成田市 ※※※ 川口市(6) 宇都宮市 大磯町 柏原市 那珂市 東海市 宇陀市 大阪市 青梅市 習志野市 ※※※ 草加市(6) 福岡市 野木町 二宮町 羽曳野市 筑西市 山梨県 大府市 山添村 ※※ 中井町(他) 府中市 東京都 ※※※ 戸田市(6) 春日市 群馬県 藤井寺市 坂東市 甲府市 知多市 平群町 小金井市 立川市 新座市 高崎市 清川村 泉南市 稲敷市 南アルプス市(他) 高浜市 三郷町 小平市 昭島市 ※※※ 八潮市(6) 埼玉県 岐阜県 大阪狭山市 つくばみらい市 ※※ 南部町(他) 田原市 斑鳩町 日野市 東大和市 岐阜市 大洗町 長野県 大口町 安堵町 ふじみ野市 川越市 阪南市 神奈川県 千葉県 静岡県 阿見町 扶桑町 東村山市 行田市 島本町 長野市 川西町 国分寺市 相模原市 所沢市 静岡市 豊能町 河内町 阿久比町 三宅町 ※※ 横須賀市(5 国立市 松戸市 飯能市 愛知県 能勢町 八千代町 塩尻市 東浦町 田原本町 清瀬市 藤沢市 佐倉市 加須市 田崎市 忠岡町 五霞町 岐阜県 ※※ 武豊町(他) 曽爾村 東久留米市 逗子市 市原市 東松山市 ※ 一宮市(7) 熊取町 境町 大垣市 幸田町 明日香村 ※ 三浦市(6) 稲城市 八千代市 春日部市 瀬戸市 田尻町 栃木県 多治見市 設楽町 上牧町 西東京市 海老名市 四街道市 狭山市 春日井市 岬町 栃木市 美濃加茂市(他) 東栄町 王寺町 神奈川県 大阪府 袖ケ浦市(6) 羽生市 津島市 太子町 鹿沼市 各務原市 豊根村 広陵町 印西市 豊中市 三重県 鎌倉市 鴻巣市 碧南市 河南町 日光市 可児市 河合町 栄町 上尾市 安城市 千早赤阪村 小山市 静岡県 岡山県 厚木市(4) 池田市 名張市 愛知県 吹田市 東京都 越谷市 西尾市 兵庫県 真岡市 浜松市 いなべ市 岡山市 名古屋市 高槻市 福生市 蕨市 犬山市(7) 明石市 大田原市 沼津市 伊賀市 広島県 寝屋川市 入間市 猪名川町 さくら市 三鳥市 木曽岬町 東広島市 刈谷市(4) あきる野市 江南市(7) 桶川市 ※※ 下野市(6) 豊田市(4) 箕面市 日の出町 稲沢市 奈良県 富士宮市 東員町 廿日市市 神奈川県 大阪府 四條畷市(3) 久喜市 尾張旭市(7) 奈良市 壬生町 島田市 菰野町 海田町 守口市 平塚市 北太市 大和郡山市 群馬県 富士市 胡日町 ※※ 熊野町(他) 岩倉市(7) 大東市 神戸市 小田原市 富士見市 日進市 生駒市 前橋市 磐田市 川越町 門真市 茅ヶ崎市 三郷市 愛西市 伊勢崎市 焼津市 山口県 兵庫県 蓮田市 長浜市 大和市 清須市 和歌山市 太田市 掛川市 周南市 西宮市 伊勢原市 坂戸市 北名古屋市 橋本市 渋川市 藤枝市 ※※ 近江八幡市(他) 徳島県 福岡県 芦屋市 座間市 幸手市 弥富市 ※※ 榛東村(他) 御殿場市 野洲市 徳島市 宝塚市 綾瀬市 袋井市 鶴ヶ島市 あま市 大野城市 ※※ 吉岡町(他) 湖南市 香川県 裾野市 ※ 葉山町(6) 吉川市 長久手市 太宰府市 玉村町 高島市 高松市 寒川町 白岡市 東郷町 福津市 埼玉県 函南町 東近江市 福岡県 伊奈町 大治町 北九州市 愛川町 糸島市 熊谷市 清水町 日野町 愛知県 三芳町 蟹江町 那珂川市 深谷市 長泉町 ※※ 音干町(他) 飯塚市 知立市(6) 宮代町 豊山町 粕屋町 日高市 小山町 京都府 筑紫野市 杉戸町 飛島村 川根本町 久御山町 豊明市(6) 毛呂山町 古賀市 松伏町 三重県 越生町 森町 兵庫県 長崎県 みよし市 滋賀県 滑川町 千葉県 姫路市 長崎市 ※※※ 木更津市(7) 四日市市 川島町 加古川市 大津市 吉見町 草津市 野田市 桑名市 二太市 栗東市 茂原市 鈴鹿市 鳩山町 高砂市 京都府 柏市 亀山市 寄居町 稲美町 京都市 滋賀県 播磨町 流山市 千葉県 我孫子市 彦根市 東金市 大阪府 鎌ケ谷市 守山市 君津市 埋市 白井市 甲賀市 富津市 枚方市 酒々井町 京都府 八街市 茨木市 宇治市 富里市 八尾市 亀岡市 山武市 松原市 城陽市(7) 大網白里市 摂津市 向日市 長柄町 長南町 高石市 八幡市 東大阪市 神奈川県 京田辺市 交野市 木津川市 ※※ 南足柄市(他) ※ 大山崎町(7) 山北町 精華町 箱根町

137(140)

24(25)

59(51)

29(27)

7(6)

23(23)

地域数

1292 (1303)

170 (166)

[※] この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。

[※] 赤字は、級地の変更がある市町村。(※:アiの場合、※※:アiiiの場合、※※※:イの場合、※なし:経過措置・激変緩和措置等)

[※] 括弧内は、現行(令和3年度から令和5年度までの間)の級地。

令和6年度介護報酬改定の施行時期について(主な事項)

■ 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされた こと等を踏まえ、以下のとおりとする。

▶ 6月1日施行とするサービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション

▶ 4月1日施行とするサービス

- 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。

▶ 令和6年8月1日施行とする事項

- 基準費用額の見直し
- ▶ 令和7年8月1日施行とする事項
 - 多床室の室料負担

他サービス報酬改定(案)抜粋

訪問介護、訪問入浴

訪問看護、定期巡回・随時、夜間対応

通所介護、地域密着通所介護、認知症通所介護、療養通所介護

訪問リハビリ、通所リハビリ

短期入所生活介護、短期入所療養介護

居宅療養管理指導

福祉用具貸与

【総合事業】介護予防ケアマネジメント(総合事業)

【総合事業】訪問型サービス(総合事業)

【総合事業】通所型サービス(総合事業)

訪問介護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり		
		<現行>	<改定後>
身体介護	20分未満 20分以上30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分未満 以降30分を増すごとに算定	167単位 250単位 396単位 579単位 84単位	163単位 244単位 387単位 567単位 82単位
生活援助	20分以上45分未満 45分以上 身体介護に引き続き生活援助を行った場合	183単位 225単位 67単位	179単位 220単位 65単位
通院等乗降允) 助	99単位	97単位

※訪問介護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し①

概要

【訪問介護】

○ 訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間 や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一 建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。 【告示改正】

単位数・算定要件等

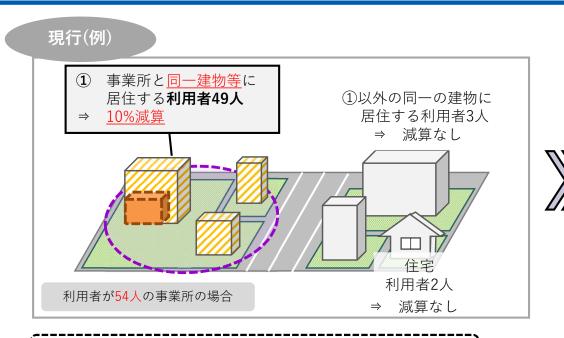
<現行>

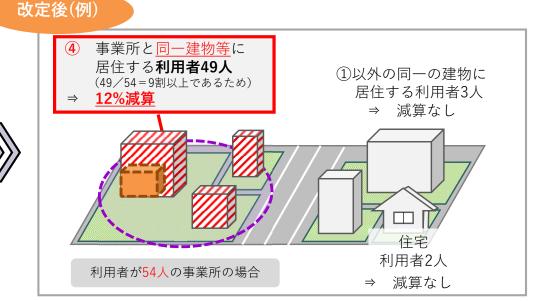
減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物に居住する者(②に該当する場合を除く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人 数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20 人以上の場合)

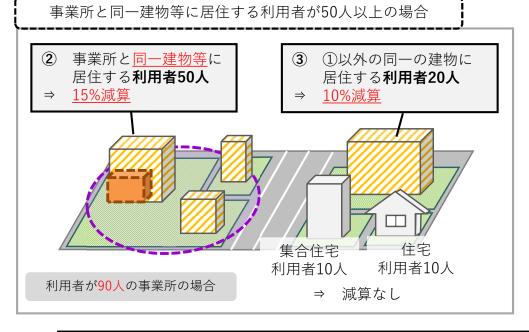
<改定後>

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物に居住する者(② <mark>及び④</mark> に該当する場合を除 く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人 数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20 人以上の場合)
<u>④12%減算</u> <u>(新設)</u>	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②







減算の 内容	算定要件
10%減算	①:事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(② <u>及び④</u> に該当する場合を除く。)
15%減算	②:事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③:上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に 居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
12%減算	④:正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問 介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接す る敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除 く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注:

訪問介護事業所



改定後に減算となるもの 灰 現行の減算となるもの





減算とならないもの

訪問入浴介護 基本報酬

単位数 ※以下の単位数はすべ	で1回あたり	
	<現行>	<改定後>
訪問入浴介護	1,260単位	1,266単位
介護予防訪問入浴介護	852単位	856単位

訪問看護 基本報酬

単位数

○指定訪問看護ステーションの場合

- ・20分未満
- ・30分未満
- ・30分以上1時間未満
- ・1時間以上1時間30分未満
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合

訪問看護

<現行> 313単位 470単位 821単位 1,125単位

293単位



<改定後> 314単位 471単位 823単位 1.128単位

294単位

283単位

介護予防訪問看護

<現行> 302単位 450単位 792単位 1,087単位



<改定後> 303単位 451単位 794単位 1,090単位

284単位

- ○病院又は診療所の場合1
 - •20分未満
 - •30分未満
 - ・30分以上1時間未満
 - ・1時間以上1時間30分未満

<現行> 265単位 398単位 573単位 842単位



<改定後> 266単位 399単位 574単位 844単位

<現行> 255単位 381単位 552単位 812単位



< 改定後 > 256単位 382単位 553単位 814単位

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 と連携する場合 (1月につき)

> <現行> 2,954単位



<改定後> 2,961単位

1. (3) ⑦ 円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進

概要

【訪問看護★】

○ 要介護者等のより円滑な在宅移行を訪問看護サービスとして推進する観点から、看護師が退院・退所当日に初回 訪問することを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行> 初回加算 300単位/月



<改定後>

初回加算(Ⅰ) 350単位/月 (新設)

初回加算(Ⅱ) 300単位/月

算定要件等

○ 初回加算(I)(新設)

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

○ 初回加算(Ⅱ)

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。ただし、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

4. (1) ② 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し

概要

【訪問看護★】

○ 理学療法士等による訪問看護の提供実態を踏まえ、訪問看護に求められる役割に基づくサービスが提供されるようにする観点から、理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における基本報酬及び 12 月を超えた場合の減算について見直しを行う。【告示改正】

単位数

○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合

<現行> なし



<改定後>

厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所について は、1回につき8単位を所定単位数から減算する。 (新設)

○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(介護予防)

<現行> なし



<改定後>

厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。 (新設)

12月を超えて行う場合は、 1回につき5単位を所定 単位数から減算する。



12月を超えて行う場合は、<u>介護予防訪問看護費の減算(※)を算定している</u>場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。(変更) ※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算

算定要件等

- 次に掲げる基準のいずれかに該当すること(新設)
 - イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。
 - ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

理学療法士等による訪問看護の評価の見直し(全体イメージ)

- 次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する
 - ① 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
 - ② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算		
		算定している	算定していない	
① 訪	看護職員≧リハ職	_	<u>8 単位減算</u> (<mark>新設</mark>)	
問知数	看護職員<リハ職	<u>8 単位減算</u> (<mark>新設</mark>)	8 単位減算(新設)	

介護予防訪問看護費

理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算		
		算定している	算定していない	
① 訪 問	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は 5 単位減算(現行のまま)	<u>8 単位減算</u> (<mark>新設)※</mark>	
回数	看護職員<リハ職	<u>8 単位減算</u> (<mark>新設)※</mark>	<u>8 単位減算</u> (新設)※	

※12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算(新設)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬

777 / L 34/L

単位数	※以下の単位数は	は1月あたり (夜間訪問	型の定期巡回サービス	費及び随時訪問サ	ービス費を除く)
	<現行>	<改定後>		<現行>	<改定後>
一体型事業所			一体型事業所		
(訪問看護なし)			(訪問看護あり)		
要介護1	5,697単位	5,446単位	要介護 1	8,312単位	7,946単位
要介護 2	10,168単位	9,720単位	要介護 2	12,985単位	12,413単位
要介護3	16,883単位	16,140単位	要介護3	19,821単位	18,948単位
要介護4	21,357単位	20,417単位	要介護4	24,434単位	23,358単位
要介護 5	25,829単位	24,692単位	要介護 5	29,601単位	28,298単位
│ │ 連携型事業所 │ (訪問看護なし)					
要介護1	5,697単位	5,446単位			
要介護 2	10,168単位	9,720単位			
要介護3	16,883単位	16,140単位			
要介護 4	21,357単位	20,417単位			
要介護 5	25,829単位	24,692単位		時対応型訪問介記	
	-n.\			算について、今[り、賃金体系等の	
夜間訪問型(新		0000///		り、貝並体示寺。 により、まずは1	
基本夜間訪問型サービス費		989単位		により、よりは」 員等の配置による	
定期巡回サー		372単位		貝寺の配置による ように設定してい	_
	ービス費(I)	567単位	こ、文章による	ように設定して	・・。 ・・。
随時訪問サー	ービス費(Ⅱ)	764単位			

夜間対応型訪問介護 基本報酬

単位数 <現行> <改定後> 夜間対応型訪問介護(|) 【定額】 + 【出来高】 【定額】 基本夜間対応型訪問介護費 1,025単位/月 989単位/月 (オペレーションサービス部分) 【出来高】 定期巡回サービス費 386単位/回 372単位/回 (訪問サービス部分) 随時訪問サービス費(Ⅰ) 588単位/回 567単位/回 (訪問サービス部分) 随時訪問サービス費(Ⅱ) 764単位/回 (訪問サービス部分) 792単位/回 夜間対応型訪問介護(Ⅱ)【包括報酬】 2.800単位/回 2,702単位/回

※夜間対応型訪問介護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

2. (1) ⑤ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回 (新設)

※1月に1回に限り算定可能

算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診 療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対 応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。









介護支援専門員

3. (3) 3 訪問看護等における24時間対応体制の充実

概要

【訪問看護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

緊急時訪問看護加算について、訪問看護等における 24 時間対応体制を充実する観点から、夜間対応する看護師 等の勤務環境に配慮した場合を評価する新たな区分を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行>

緊急時訪問看護加算

指定訪問看護ステーションの場合 574単位/月

病院又は診療所の場合

315単位/月

一体型定期巡回·随時対応型訪問

介護看護事業所の場合

315単位/月

<改定後>

緊急時訪問看護加算(丨)(新設)

指定訪問看護ステーションの場合 600単位/月 325単位/月

病院又は診療所の場合

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合

325単位/月

緊急時訪問看護加算(Ⅱ)

指定訪問看護ステーションの場合

病院又は診療所の場合

一体型定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所の場合

574単位/月

315単位/月

315単位/月

算定要件等

- <緊急時訪問看護加算(|) > (新設)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。
- (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。
- <緊急時訪問看護加算(Ⅱ)>
- 緊急時訪問看護加算(1)の(1)に該当するものであること。

3. (3) ⑪ 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が行う随時対応サービスについて、適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。【通知改正】

算定要件等

○ 一体的実施ができる範囲について、都道府県を越えて連携を行っている場合の運用については、その範囲が明確になっていないため、<u>適切な訪問体制が確実に確保されており、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提</u>に、事業所所在地の都道府県を越えて事業所間連携が可能であることを明確化する。

4. (2) ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の機能・役割や利用状況等を踏まえ、将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数・算定要件等

<改定後>							
	一体型事業所(※)						
介護度	介護・看護 利用者	介護利用者	夜間にのみサービスを必要とする利用者(新設)				
要介護 1	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問サービス費:989単位/月				
要介護 2	12,413単位	9,720単位	【出来高】				
要介護 3	18,948単位	16,140単位	・定期巡回サービス費:372単位/回 ・随時訪問サービス費(I):567単位/回				
要介護 4	23,358単位	20,417単位	・随時訪問サービス費(Ⅱ):764単位/回 (2人の訪問介護員等により訪問する場合)				
要介護 5	28,298単位	24,692単位	注:要介護度によらない				

通所介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり(7時間以上8時間未満の場合)

通常規模型	<現行>	<改定後>	大規模型 I	<現行>	<改定後>
要介護1	655単位	658単位	要介護1	626単位	629単位
要介護 2	773単位	777単位	要介護 2	740単位	744単位
要介護3	896単位	900単位	要介護3	857単位	861単位
要介護4	1,018単位	1,023単位	要介護4	975単位	980単位
要介護 5	1,142単位	1,148単位	要介護 5	1,092単位	1,097単位
大規模型 Ⅱ	<現行>	<改定後>			
要介護1	604単位	607単位			
要介護 2	713単位	716単位			
要介護3	826単位	830単位			
要介護4	941単位	946単位			
要介護 5	1,054単位	1,059単位			

地域密着型通所介護 基本報酬

単位数

○地域密着型通所介護(1回あたり)※7時間以上8時間未満の場合

 <現行>
 <改定後>

 要介護 1
 750単位
 753単位

 要介護 2
 887単位
 890単位

要介護 3 1,028単位 1,032単位

要介護 4 1,168単位 1,172単位

要介護 5 1,308単位 1,312単位

○療養通所介護

<現行> <改定後>

療養通所介護 12,691単位 12,785単位 (1月あたり)

短期利用の場合 (新設) 1,335単位 (1日あたり)

1.(2)② 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の 通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

○ 豪雪地帯等において、積雪等のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等 の所要時間について、利用者の心身の状況(急な体調不良等)に限らず、積雪等をはじめとする急な気象状況の悪 化等によるやむを得ない事情についても考慮することとする。【通知改正】

算定要件等

○ 現行の所要時間による区分の取扱いおいては、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間によることとされているところ、実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとしている。

上記「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、<u>降雪等の急な気象状況の悪化等</u>により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を 算定すること。

1. (3) ④ 療養通所介護における医療ニーズを有する中重度者の短期利用の促進

概要

【療養通所介護】

○ 療養通所介護の利用者は医療ニーズを有する中重度者であり、包括報酬において新たに利用する際の判断が難し い場合があること、登録者以外の者が緊急に利用する必要が生じる場合があることから、中重度者が必要に応じて 利用しやすくなるよう、療養通所介護の基本報酬に短期利用型の新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

短期利用療養通所介護費(1日につき) 1,335単位 (新設)

算定要件等

○ 短期利用療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の基準 (新設)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用する ことが必要と認めた場合であること。
- ロ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない 事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。
- ハ 指定地域密着型サービス基準第40条に定める従業者の員数を置いていること。
- ニ 当該指定療養通所介護事業所が療養通所介護費の減算(※)を算定していないこと。
 - ※入浴介助を行わない場合に所定単位数の95/100で算定、過少サービスの場合に所定単位数の70/100で算定

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、 以下の見直しを行う。
 - ア 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算(I)の 算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助 に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。 【告示改正】
 - イ 入浴介助加算(II)の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。 【告示・通知改正】

加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算(II)の算定要件に係る現行の Q&A や留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する【告示改正】

単位数

<現行>

入浴介助加算(I) 40単位/日

入浴介助加算(Ⅱ) 55単位/日



<改定後>変更なし

変更なし

算定要件等

- <入浴介助加算(I)>
 - ・ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
 - ・ 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
- <入浴介助加算(Ⅱ)>(入浴介助加算(Ⅰ)の要件に加えて)
 - ・ 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士<u>若しくは</u>介護支援専門員<u>又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。</u>
 - ・ 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画 を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
 - ・ 上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)又は利用者の居宅の状況に近い環境<u>(利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する</u> <u>浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをい <u>う。)</u>で、入浴介助を行うこと。</u>

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②

<入浴介助加算(I)>

通所介護事業所



入浴介助の実施

入浴介助を適切に行うことが できる人員及び設備を有して 行われる入浴介助であること。





研修等の実施

入浴介助を行う職員に対し、 入浴介助に関する研修等を 行うこと。







<入浴介助加算(Ⅱ) > 入浴介助加算(I) の要件に加えて



<訪問可能な職種>

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は<u>利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を</u>有する者

医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価・助言を行っても差し支えない

通所介護事業所

個別入浴計画を作成







個別に入浴を実施



個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境 (福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているもの)で、入浴介助を行う。

居宅介護支援事業所· 福祉用具販売事業所等

利用者宅の浴室が、利用者自身 又は家族の介助により入浴を行う ことが難しい環境にある場合

訪問した医師等が、介護支援専門員、 福祉用具専門相談員と連携し、福祉 用具の購入・住宅改修等環境整備等 を助言する。



5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

○ 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

算定要件等

(送迎の範囲について)

○ 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態 (例えば、近隣の親戚の家)がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

○ 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を 行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合(共同での委託を含む)には、責任の所在等を明確に した上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。
 - ※ なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内 の事業所とする。

訪問リハビリテーション 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

○訪問リハビリテーション

<現行>

307単位 基本報酬



<改定後>

基本報酬 308単位

○介護予防訪問リハビリテーション

<現行>

基本報酬 307単位



基本報酬

<改定後> 298単位

通所リハビリテーション 基本報酬

単位数

○通所リハビリテーション (7時間以上8時間未満の場合)

通常規模型	<現行>		<改定後>	大規模型	<現行>		<改定後>
要介護1	757単位	.	762単位	要介護1	734/708単位	λ.	714単位
要介護 2	897単位		903単位	要介護 2	868/841単位		847単位
要介護3	1,039単位		1,046単位	要介護3	1,006/973単位		983単位
要介護 4	1,206単位		1,215単位	要介護4	1,166/1,129単位		1,140単位
要介護 5	1,369単位		1,379単位	要介護 5	1,325/1,282単位		1,300単位

- ※旧大規模型Ⅰ及びⅡについては廃止し、大規模型に統合する。
- ※一定の条件を満たした大規模型事業所については、通常規模型と同様の単位数を算定できることとする。
- ○介護予防通所リハビリテーション

要支援 1 要支援 2

<現行> 2,053単位/月 3,999単位/月



<改定後> 2,268単位/月 4,228単位/月

2.(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進②

単位数

○ 訪問リハビリテーション

<現行>

リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 180単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 213単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 450単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 483単位/月



リハビリテーションマネジメント加算(<u>イ)</u> 180単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(<u>ロ)</u> 213単位/月

廃止(以下の条件に統合) 廃止(以下の条件に統合)

※医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に加えて270単位 (新設・Bの要件の組み替え)

算定要件等

- 訪問リハビリテーション
- <リハビリテーションマネジメント加算(**イ**)>
 - ・現行のリハビリテーションマネジメント加算(A)イ と同要件を設定。
- <リハビリテーションマネジメント加算(**ロ)**>
 - ・現行のリハビリテーションマネジメント加算(A) ロ と同要件を設定。
- <リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合> (新設)
 - ・現行の(B)の医師の説明に係る部分と同要件を設定し、別の加算として設定。

2.(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進③

単位数

○ 通所リハビリテーション

<現行>

リハビリテーションマネジメント加算(A)イ

同意日の属する月から6月以内560単位/月,6月超240単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ

同意日の属する月から 6 月以内 593単位/月, 6 月超 273単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(B)イ

同意日の属する月から6月以内830単位/月,6月超510単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ

同意日の属する月から6月以内863単位/月,6月超543単位/月

<改定後>

リハビリテーションマネジメント加算(イ)

同意日の属する月から 6 月以内 560単位/月, 6 月超 240単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

同意日の属する月から6月以内593単位/月,6月超273単位/月 廃止

廃止

リハビリテーションマネジメント加算(ハ) (新設) 同意日の属する月から6月以内793単位/月,6月超473単位/月

※医師が利用者またはその家族に説明した場合 上記に加えて270単位 (新設・Bの要件の組み替え)

算定要件等

○ 通所リハビリテーション

<リハビリテーションマネジメント加算(イ)> 現行のリハビリテーションマネジメント加算(A)イ と同要件を設定。

<リハビリテーションマネジメント加算(ロ)> 現行のリハビリテーションマネジメント加算(A)ロ と同要件を設定。

- <リハビリテーションマネジメント加算(ハ)> (新設)
 - ・リハビリテーションマネジメント加算(口)の要件を満たしていること。
 - ・事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ・利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。
 - ・利用者ごとに、言語聴覚士、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。
 - ・利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
 - ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。
- <リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合>
 - ・現行の(B)の医師の説明に係る部分と同要件を設定。

通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント

- リハビリテーションマネジメントは、調査、計画、実行、評価、改善(以下、「SPDCA」という)のサイクルの構築を通じて、心身 機能、活動、参加にバランス良く働きかけるリハビリテーションが提供できているか、継続的に管理することにより、質の高いリハビ リテーションの提供を目指すものである。
- 介護報酬においては、基本報酬の算定要件及び各加算において評価を行っている。

基本報酬



医師の詳細な指示

リハビリテーションの目的に加え、以下の いずれか1以上の指示を行う

- ・開始前、実施中の留意事項 ・中止基準
- ・負荷量等



計画の進捗状況の確認・計画の見直し

- ・初回評価はおおむね2週間以内
- ・以降は概ね3月ごとに評価
- ・必要に応じて計画を見直す



居宅訪問

利用開始から1月以内に、利用 者の居宅を訪問し、診療・検査 等を行うよう努める

継続利用時の説明・記載



医師が3月以上の継続利用が必要と判断 ⇒計画書に以下を記載し、説明を行う

- ・継続利用が必要な理由・具体的な終了目安
- ・その他のサービスの併用と以降の見诵し



他事業所との連携

(イ)の要件

ケアマネジャーを通じて、その他の サービス従業者に、リハビリテーショ ンの観点から、日常生活上の留意点、 介護の工夫などの情報を伝達する。

リハビリテーションマネジメント加算



リハビリテーション会議

以下の頻度でリハビリテーション会議を開催し、計画を見直す

- 利用開始から6月以内 : 1月に1回以上
- ・利用開始から6月超 : 3月に1回以上



指導・助言

介護の工夫に関する指導、日常生活上の留意点を助言する

- ・他サービスの従業者と居宅を訪問し、従業者に対して行う
- ・居宅を訪問し、家族に対して行う



ケアマネジャーへの情報提供



説明と同意

(口)の要件





(八)の要件



栄養アセスメント



<u>リハ・口腔・</u>栄養の

2. (1)③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能 訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目の整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

2.(1)⑦ 要介護・要支援のリハビリテーションの評価の差別化

概要

【訪問リハビリテーション★】

○ 要介護者及び要支援者に対する訪問リハビリテーションについて、利用者の状態像に応じた、より適切な評価を 行う観点から、訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの基本報酬に一定の差を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行>

訪問リハビリテーション 307単位/回 介護予防訪問リハビリテーション 307単位/回

<改定後>

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 298単位/回(変更)

308単位/回(変更)

算定要件等

変更なし

2. (1) ⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価

概要

【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】

- 介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質を評価し、適切なサービス提供とする観点から、以下の見直しを行う。
- ア 利用開始から 12 月が経過した後の減算について、拡大を行う。ただし、定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテー ション計画の見直しを行い、LIFE ヘリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けて PDCA サイクルを推進する場合 は減算を行わないこととする。
- イ 要介護認定制度の見直しに伴い、より適切なアウトカム評価に資するようLIFE ヘリハビリテーションのデータ提出を推進すると ともに、事業所評価加算の廃止を行う。【告示改正】

単位数

○ 利用開始日の属する月から12月超

<現行>

介護予防訪問リハビリテーション 5 単位/回減算

介護予防诵所リハビリテーション 要支援 1 20単位/月減算 要支援 2 40単位/月減算

○ 事業所評価加算

<現行>

介護予防訪問リハビリテーション 120単位/月 介護予防通所リハビリテーション 120単位/月 <改定後>

要件を満たした場合 減算なし(新設) 要件を満たさない場合 30単位/回減算 (変更)

要件を満たした場合 要件を満たさない場合 要支援 1 120単位/月減算 (変更)

減算なし(新設)

要支援 2 240 单位/月減算 (変更)

<改定後>

(廃止)

(廃止)

算定要件等

- 利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所(訪問)リハビリテーションを行う場合の減算を行わない基準(<mark>新設)</mark>
- 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を 構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見 直していること。
- ・ 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報 その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

2. (1) ⑤ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随 時対応型訪問介護看護】

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応 型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実 施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実 施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回 (新設)

※1月に1回に限り算定可能

算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介 護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診 療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対 応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。









介護支援専門員

4. (2) ① 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

概要

【介護予防通所リハビリテーション】

- 予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から、 以下の見直しを行う。
 - ア 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。
 - イ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していること を評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

運動器機能向上加算 225単位/月 選択的サービス複数実施加算 I 480単位 選択的サービス複数実施加算 II 700単位



<改定後>

廃止(基本報酬に包括化)

廃止(栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価)

一体的サービス提供加算 480単位/月 (新設)

算定要件等

- 以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。(新設)
 - ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
 - ・ 利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス 又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
 - ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

短期入所生活介護 基本報酬

単位数	単	位	77 Y
-----	---	---	------

※以下の単位数はすべて1日あたり

単独型・従来型(固室 <現行>	<改定後>	併設型•従来型個	室 <現行>	<改定後>
要支援1	474単位	479単位	要支援1	446単位	451単位
要支援 2	589単位	596単位	要支援 2	555単位	561単位
要介護1	638単位	645単位	要介護1	596単位	603単位
要介護 2	707単位	715単位	要介護 2	665単位	672単位
要介護3	778単位	787単位	要介護3	737単位	745単位
要介護4	847単位	856単位	要介護4	806単位	815単位
要介護 5	916単位	926単位	要介護5	874単位	884単位
単独型・ユニット	型個室 <現行>	<改定後>	併設型・ユニット型個	室 <現行>	<改定後>
要支援 1	555単位	561単位	要支援1	523単位	529単位
要支援 2	674単位	681単位	要支援 2	649単位	656単位
要介護 1	738単位	746単位	要介護1	696単位	704単位
要介護 2	806単位	815単位	要介護 2	764単位	772単位
要介護3	881単位	891単位	要介護3	838単位	847単位
要介護4	949単位	959単位	要介護4	908単位	918単位
要介護 5	1,017単位	1,028単位	要介護 5	976単位	987単位

短期入所療養介護 基本報酬①

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○介護老人保健施設(介護予防)短期入所療養介護(I)(iii)(多床室)(基本型)

	<現行>	<改定後>
要支援1	610単位	613単位
要支援 2	768単位	774単位
要介護1	827単位	830単位
要介護 2	876単位	880単位
要介護3	939単位	944単位
要介護4	991単位	997単位
要介護 5	1,045単位	1,052単位

○介護老人保健施設(介護予防)短期入所療養介護(I)(iv)(多床室)(在宅強化型)

	<現行>	<改定後>
要支援1	658単位	672単位
要支援 2	817単位	834単位
要介護1	875単位	902単位
要介護 2	951単位	979単位
要介護3	1,014単位	1,044単位
要介護4	1,071単位	1,102単位
要介護 5	1,129単位	1,161単位

短期入所療養介護 基本報酬②

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護(I)(v)(多床室)(療養機能強化型A)(看護6:1、介護4:1)

	<現行>	<改定後>
要支援1	626単位	639単位
要支援2	784単位	801単位
要介護1	849単位	867単位
要介護2	960単位	980単位
要介護3	1,199単位	1,224単位
要介護4	1,300単位	1,328単位
要介護 5	1,391単位	1,421単位

○病院療養病床(介護予防)短期入所療養介護(I)(vi)(多床室)(療養機能強化型B)(看護6:1、介護4:1)

	<現行>	<改定後>
要支援1	614単位	627単位
要支援 2	772単位	788単位
要介護1	837単位	855単位
要介護 2	946単位	966単位
要介護3	1,181単位	1,206単位
要介護4	1,280単位	1,307単位
要介護 5	1,370単位	1,399単位

1. (3)③ 総合医学管理加算の見直し

概要

【短期入所療養介護★】

- 介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護における総合医学管理加算について、医療ニーズのある利用者の 受入れを更に促進する観点から、以下の見直しを行う。 【告示改正】
 - ア 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっている指定短期入所療養介護についても、治療管理を目的 とするものについては同加算の対象とする。
 - イ 算定日数について7日を限度としているところ、10日間を限度とする。

単位数

<現行> 総合医学管理加算 275単位/日



<改定後> 変更なし

算定要件等

<現行>

- 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。
- 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

<改定後>

- 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、<u>10日</u>を限度として1日につき所定単位数を加算する。
- 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。



4. (1) ③ 短期入所生活介護における長期利用の適正化

概要

【短期入所生活介護★】

○ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービス の目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図る こととする。【告示改正】

単位数

○ 短期入所生活介護

<改定後>

(要介護3の場合)	単独型	併設型	単独型ユニット型	併設型ユニット型
基本報酬	787単位	745単位	891単位	847単位
長期利用者減算適用後 (31日~60日)	757単位	715単位	861単位	817単位
長期利用の適正化 (61日以降)(新設)	732単位	715単位	815単位	815単位
(参考)介護老人福祉施設	732	2単位	815.	単位

[※] 長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。(併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。)

介護予防短期入所生活介護(新設)

<改定後>

要支援1 (ユニット型)介護予防短期入所生活介護費について(ユニット型)介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定する。

要支援 2 (ユニット型)介護予防短期入所生活介護費について(ユニット型)介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

算定要件等

- ○短期入所生活介護 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者
- ○介護予防短期入所生活介護 連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者

5. ⑦ 基準費用額(居住費)の見直し

概要

【短期入所系サービス★、施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額(居住費)を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を 0 円としている利用者負担第 1 段階の多床室利用者については、 負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

単位数

【基準費用額(居住費)】			
	<現行>	<改定後>	
多床室(特養等)	855円	915円	
多床室(老健・医療院等)	377円	437円	
従来型個室 (特養等)	1,171円	1,231円	
従来型個室(老健・医療院等)	1,668円	1,728円	
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	
ユニット型個室	2,006円	2,066円	

補足給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減)の仕組み (令和6年8月~)

- 食費・居住費について、利用者負担第1~第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- <u>標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額</u>を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。

	11田字色 11 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		主な対象者 ※ 平	成28年8月以降は、非課税年金も含む。
	利用者負担段階			預貯金額(夫婦の場合)(※)
		・生活保護受給	诸	要件なし
となる低所得者負担軽減の対象	第1段階	・世帯(世帯を 老齢福祉年金	分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 受給者	1,000万円(2,000万円)以 下
	第2段階	・世帯全員が 市町村民税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
得対	第3段階①		年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
首家 (第3段階②	非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
	第4段階	・世帯に課税者 ・市町村民税本		

			基準費用額	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) 【】はショートステイの場合			
			(日額(月額))	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円 (4.4万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円 (2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】
	多床	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
	室	老健·医療院等	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
居 住 費	従来	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	880円 (2.7万円)
費	型個 室	老健•医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型	<u></u> 個室的多床室	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型		2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)

補足給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減)の仕組み (令和7年8月~)

- 食費・居住費について、利用者負担第1~第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
-) **標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。

	利用者負担段階		主な対象者 ※ 平	成28年8月以降は、非課税年金も含む。
	利用有其担权陷			預貯金額(夫婦の場合)(※)
		・生活保護受給	含者	要件なし
となる低所得者負担軽減の対象	第1段階	・世帯(世帯を 老齢福祉年金	:分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 会受給者	1,000万円(2,000万円)以 下
低減く	第2段階	・世帯全員が	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
得対	第3段階①	市町村民税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
首家 (第3段階②	非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
	第4段階	・世帯に課税者: ・市町村民税本		

			基準費用額	負担限度額	(日額(月額)) ※短期。	入所生活介護等(日額)	【】はショートステイの場合
		(日額(月額))	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円 (4.4万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円 (2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】	
	多床	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
	室	老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円 (2.1万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
居住費		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
費	従来	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	880円 (2.7万円)
	型個 室	老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型	個室的多床室	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型	 !個室	2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)

居宅療養管理指導 基本報酬①

単位数

| ※以下の単位数はすべて1回あたり(介護予防も同様)

——————————————————————————————————————			
○医師が行う場合		<現行>	<改定後>
(1)居宅療養管理指導(Ⅰ) (Ⅱ以外の場合に算定)	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2〜9人 単一建物居住者が10人以上	514単位 486単位 445単位	515単位 487単位 446単位
(2)居宅療養管理指導(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する 利用者を対象とする場合に算定)	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2〜9人 単一建物居住者が10人以上	298単位 286単位 259単位	299単位 287単位 260単位
○歯科医師が行う場合	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2~9人 単一建物居住者が10人以上	<現行> 516単位 486単位 440単位	<改定後> 517単位 487単位 441単位
○薬剤師が行う場合		<現行>	<改定後>
(1)病院又は診療所の薬剤師	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2〜9人 単一建物居住者が10人以上	565単位 416単位 379単位	566単位 417単位 380単位
(2)薬局の薬剤師	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2〜9人 単一建物居住者が10人以上 情報通信機器を用いて行う場	517単位 378単位 341単位 合 45単位	518単位 379単位 342単位 46単位

居宅療養管理指導 基本報酬②

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり(介護予防も同様)

○管理栄養士が行う場合		<現行>	<改定後>
(1) 当該事業所の管理栄養士	単一建物居住者が1人	544単位	545単位
	単一建物居住者が2〜9人	486単位	487単位
	単一建物居住者が10人以上	443単位	444単位
(2) 当該事業所以外の管理栄養士	単一建物居住者が1人	524単位	525単位
	単一建物居住者が2〜9人	466単位	467単位
	単一建物居住者が10人以上	423単位	424単位
○歯科衛生士が行う場合	<改定後> 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2~9人 単一建物居住者が10人以上	361単位 325単位 294単位	<改定後> 362単位 326単位 295単位

2. (1) (14) 居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の 通所サービス利用者に対する介入の充実

概要

【居宅療養管理指導★】

居宅療養管理指導費について、通所サービス利用者に対する管理栄養士による栄養食事指導及び歯科衛生士等に よる歯科衛生指導を充実させる観点から、算定対象を通院又は通所が困難な者から通院困難な者に見直す。 【告示改正】

算定要件等

<現行>

二 管理栄養十が行う場合

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難 なものに対して、(中略) 1月に2回を限度 として、所定単位数を算定する。

ホ 歯科衛生士等が行う場合

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難 なものに対して、(中略) 1月に4回を限度 として、所定単位数を算定する。

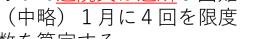
<改定後>

二 管理栄養十が行う場合

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに 対して、(中略) 1月に2回を限度として、 所定単位数を算定する。

ホ 歯科衛生士等が行う場合

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに 対して、(中略) 1月に4回を限度として、 所定単位数を算定する。



<現行>

〇:算定可

×:算定不可

B			
	利用者の状況	通所可	通所不可
6	』 通院可	×	×
	通院不可	×	0

<改定後>

○:算定可 ×:算定不可

利用者の状況	通所可	通所不可
通院可	×	×
通院不可	0	0

2. (1) ⑯ 居宅療養管理指導におけるがん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実

概要

【居宅療養管理指導★】

○ 居宅療養管理指導について、全身状態の悪化とともに口腔衛生管理の頻度が増加する終末期がん患者の歯科衛生士等による歯科衛生指導を充実させる観点から、終末期がん患者の利用者について居宅療養管理指導(歯科衛生士等が行う場合)の算定回数上限を緩和する。【告示改正】

算定要件等

○ 利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、 単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士 等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に4回<u>(がん末期の利用者</u> については、1月に6回)を限度として、所定単位数を算定する。

2. (1) ② 管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し

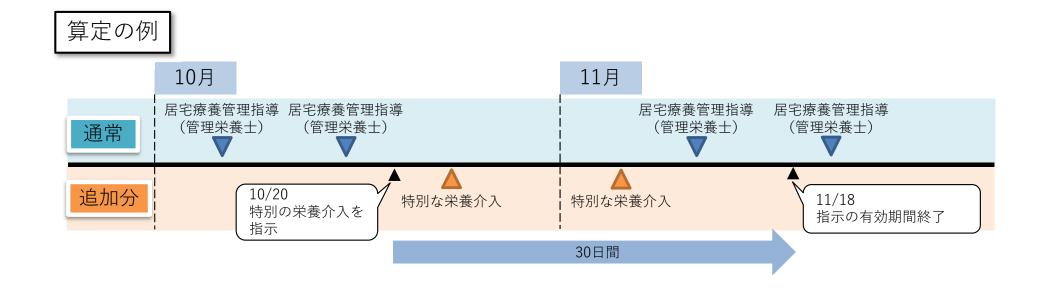
概要

【居宅療養管理指導★】

○ 終末期等における、きめ細かな栄養管理等のニーズに応じる観点から、一時的に頻回な介入が必要と医師が判断 した利用者について期間を設定したうえで追加訪問することを可能とする見直しを行う。【告示改正】

算定要件等

- ○算定要件(追加内容)
 - ・ 計画的な医学的管理を行っている医師が、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行う。
 - 利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。
 - ・ 特別の指示に基づく管理栄養士による居宅療養管理指導は、その指示の日から30日間に限り、従来の居宅療養 管理指導の限度回数(1月に2回)を超えて、2回を限度として行うことができる。



1. (8)② モニタリング実施時期の明確化

概要

【福祉用具貸与★】

○ 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。【省令改正】

基準

<現行>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

<改定後>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

1. (8)③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

概要

【福祉用具貸与】

○ 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果 を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。【省令改正】

基準

<現行>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

<改定後>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、 当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリン グ)を行うものとする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、 当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作 成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、 必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものと する。

※ 介護予防福祉用具貸与に同趣旨の規定あり

1. (8) ④ 福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応

概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★】

○ 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において取りまとめられた対応の方向性を踏まえ、 福祉用具の安全利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化の観点から、福祉用具に係る事故情報のインター ネット公表、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し、介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見 直しや自治体向けの点検マニュアルの作成等の対応を行う。

算定要件等

○ 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行い、対応の方向性が取りまとめられた。これを踏まえ、必要な対応を行う。

<介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会取りまとめ(概要)>

- 安全な利用の促進
 - 福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式 | 及び「利用安全の手引き | の活用促進
 - ・ 福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上での公表 等
- サービスの質の向上
 - ・ 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
 - ・ 現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底 等
- 給付の適正化
 - · 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し(新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体 職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点からの見直し)
 - ・ 自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成 等

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体御中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚 生労働大臣が定める基準案について(周知) 計 138 枚(本紙を除く)

> Vol.1210 令和6年3月7日 厚 生 労 働 省 老 健 局 ^{認知症施策・地域介護推進課}

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111 (内線 3986)

FAX: 03-3503-7894

事務連絡

各 都道府県・市町村 介護保険主管部(局)御中

原生労働省を健局駆動症施管・地域介護推進膵

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める 基準案について (開知)

平果より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を弱り、厚く御礼申し上げます。 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の指定及び当該事業に 係る第一号事業支給費の額に当たっては、介護保険法施行規則等において以下のとおり 定められているところです。

○ 動簡型サービス・適能型サービス

	人員・設備・運営に関する基準	第一号事業支給費の額の基礎
從前相当	旧介護予防訪問介護・旧介護予防通	原生労働大臣が定める基準 により算
サービス	所介護の基準及び原生労働大臣が定	定した費用の額(市町村が当該算定
	める基準の例により市町村が定める	した費用の額を勘案して別に定める
	基準	場合はその額)
サービス	当該サービスの内容を勘案して市町	上記の額を勘案して市町村が定める
A (指定)	村が定める基準	基準により算定した費用の額

の 介護予防ケアマネジメント

	人員・設備・運営に関する基準	第一号事業支給費の額の基礎
ケアマネジ	指定介護予防支援等基準 (地域包括	厚生労働大臣が定める基準により算
メントム	支援センターの設置者に係る部分	定した費用の額(市町村が当該算定
	に殴る。) の例により市町村が定め	した費用の額を勘案して別に定める
	る基準	場合はその額)
ケアマネジ	無該サービスの内容を勘案して市	上記の額を勘案して市町村が定める
メントB	町村が定める基準	基準により算定した費用の額
ケアマネジ	A COLUMN TO THE PARTY OF THE PA	
メントロ		5

関連する告示については、今月中旬に公布を予定しておりますが、各自治体の事務に 遺漏がないよう、関連する原生労働大臣が定める基準についての現時点来を下配のとお り間知しますので、各位におかれましては事前の事務処理の参考としていただきますよ うお願いいたします。

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準(令和6年度改正の概要)



介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)

- 基本報酬について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう1回当たりの単価についてきめ細やかな設定を行う。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し(加算・減算の設定等)を行う。

基本報酬	改正前			令和6年	度告示改正	
	週1回程度	1,176単位		週1回程度	1,176単位	
1月当たり	週2回程度	2,349単位	•••••	週2回程度	2,349単位	
	週2回を超える程度	3,727単位		週2回を超える程度	3,727単位	
	月1回~4回	268単位	回数区分を統合	合し各区分の単価を引上げ	_	
	月5回~8回	272単位		標準的なサービス	287単位	
1回当たり	月9回~13回	287単位	_			月当たり上限を
1日ヨたソ	高齢者目線にたっ			20分~45分の生活援助		回数から単位 数 (3,645 単
	に応じた内容の	り区分を新設		45分以上の生活援助	220単位	立)に見直し
	短時間の身体介護	167単位	•••••	短時間の身体介護	163単位	
				→ 必要なサービスを必要な者の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	選択に基づき提供する	ことが可能に

注)従前相当サービスについては、<u>市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げることも可能</u> サービスAなどの多様なサービスについては、<u>上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能</u>

<u>くその他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し></u> (※)詳細は<u>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html</u>の該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進 (P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (P26)

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し (P51)

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 (P54) 特別地域加算の対象地域の見直し (P54)、口腔管理に係る連携の強化 (P35)、介護職員の処遇改善 (P41)

1

-1/100

90/100等

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年4月時点)

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

(月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、 従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)					
(1)1週に1回程度の場合	1,176単位				
(2)1週に2回程度の場合	2,349単位				
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位				

□ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)(※	1)
(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合	287単位
(旧区分二~へを統合)	
(2)生活援助が中心である場合(※2)	
(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3)短時間の身体介護が中心である場合(※3)	163単位

- (※) は、令和6年4月に見直しを行った事項。
- (%1) \square については、1月につきイ(3) に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。
- (※2) □(2) については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- (※3) 口(3) については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始未並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。
- (※4) イ並びに口(1) 及び(3) については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算 (1月につき)	200単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200単位
口腔連携強化加算 (1回につき、1月1回まで)	50単位
介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき)	所定単位数の 137/1000
介護職員処遇改善加算(II) (1月につき)	所定単位数の 100/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (1月につき)	所定単位数の 55/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき)	所定単位数の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) (1月につき)	所定単位数の 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき)	所定単位数の 24/1000
	-1/100
回图 日/日/7月/7月日 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月	_ 1/100

業務継続計画未実施減算

の利用者20人以上にサービスを行う場合

事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年6月時点)

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

(月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、 従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)		
(1)1週に1回程度の場合	1,176単位	
(2)1週に2回程度の場合	2,349単位	
(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	

□ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)(※	1)
(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合	287単位
(旧区分二~へを統合)	
(2)生活援助が中心である場合(※2)	
(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二)所要時間45分以上の場合	220単位
(3)短時間の身体介護が中心である場合(※3)	163単位

- (※) は、令和6年6月に見直しを行った事項。
- (※1) 口については、1月につきイ(3) に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。
- (※2) ロ(2) については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。) が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- (※3) 口(3) については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。
- (※4) イ並びに口(1) 及び(3) については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算 (1月につき)	200単位
	200年位
生活機能向上連携加算(I) (1月につき)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200単位
口腔連携強化加算 (1回につき、1月1回まで)	50単位
介護職員等処遇改善加算 (I) (1月につき)	所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき)	所定単位数の 224/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき)	所定単位数の 182/1000
介護職員等処遇改善加算 (IV) (1月につき)	所定単位数の 145/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算(V)(1)~(14)(1月につき)	(*5)所定単位数の 221/1000 から76/1000

 $(\% 5) \ (1) \ 221/1000, (2) \ 208/1000, (3) \ 200/1000, (4) \ 187/1000, (5) \ 184/1000, (6) \ 163/1000, (7) \ 163/1000, (8) \ 158/1000, (9) \ 142/1000, (10) \ 139/1000, (11) \ 121/1000, (12) \ 118/1000, (13) \ 100/1000, (14) \ 76/1000$

高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物 の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準(令和6年度改正の概要)



- 基本報酬の単価について、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、介護予防通所リハビリテーションと同様に運動機能向上加算を包括化する。また、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう要支援2の者の1回当たりの単価について1回からの算定を可能とする。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた加算・減算の設定を行う。

基本報酬	改正前			令和 6	年度告示改正	
1 日水午D	要支援 1·事業対象者	1,672単位		要支援 1·事業対象者	1,798単位]
1月当たり	要支援 2 · 事業対象者	3,428単位		要支援 2 · 事業対象者	3,621単位	
1 回当たり	要支援 1·事業対象者 (月 1 回~ 4 回) 要支援 2·事業対象者 (月 <u>5</u> 回~ 8 回)	284単位 395単位	月1回から算定可	要支援 1·事業対象者 (月 1 回~ 4 回) 要支援 2·事業対象者 (月 <u>1</u> 回~ 8 回)	436単位 447単位	運動器機能 向上加算の 包括化



- ※ このほか地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点にたち、送迎を外部委託等する場合の基本報酬に占める<u>送迎に要する費用を</u> 明確化。
 - 注)従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げることも可能 サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

➡ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し> (※) 詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進(P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入(P26)

通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化 (P55)

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 (P54) 、選択的サービス複数実施加算の見直し (P53) 、科学的介護推進体制加算の見直し (P39) 、介護職員の処遇改善 (P41)

通所型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年4月時点)

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

(月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、 従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月に)き)	
	(1)事業対象者·要支援 1	1,798単位

(2) 事業対象者・要支援 2 3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	
(1)事業対象者·要支援1	436単位
(2)事業対象者·要支援2	447単位

- (※) については、令和6年4月に見直しを行った事項。
- (※1) イ及び口について、利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(1)又は口(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(2)又は口(2)に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。
- (※2) ロ(1) については1月につき4回まで、ロ(2) については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	- 47単位

利用者の状態に応じたサービス提供や 施設の体制に対する**加算**

肥設の体別に対する加昇	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算 (1月につき)	100単位
若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)	240単位
栄養アセスメント加算(1月につき)	50単位
栄養改善加算(1月につき)	200単位
口腔機能向上加算(I) (1月につき)	150単位
口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき)	160単位
一体的サービス提供加算 (1月につき)	480単位
サービス提供体制強化加算(I)(1月につき)	88単位 又は176単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき)	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき)	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算(I) (1月につき、3月に1回を限度)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき)	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算(I) (1回につき、 6月に1回を限度)	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (1回につき、 6月に1回を限度)	5 単位
科学的介護推進体制加算 (1月につき)	40単位
介護職員処遇改善加算(I) (1月につき)	所定単位数の 59/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき)	所定単位数の 49/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき)	所定単位数の 23/1000
介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき)	所定単位数の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき)	所定単位数の 10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	所定単位数の 11/1000

通所型サービスの基本報酬、加算、減算(令和6年6月時点)

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

(月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、 従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能)

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)			
	(1)事業対象者·要支援 1	1,798単位	
	(2)事業対象者·要支援 2	3,621単位	

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	
(1)事業対象者·要支援1	436単位
(2)事業対象者・要支援2	447単位

- (※) については、令和6年6月に見直しを行った事項。
- (※1) イ及び口について、利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に 定める者をいう。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所 型サービスが必要とされた者については、イ(1)又は口(1)に掲げる所定単位数を、1週に 2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ (2)又は口(2)に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。
- (**2) \square (1) については1月につき4回まで、 \square (2) については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から 通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	- 47単位

利用者の状態に応じたサービス提供や 施設の体制に対する**加算**

- (אונעס ל נילאוניווידין לייצטטוני	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
	生活機能向上グループ活動加算(1月につき)	100単位
	若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)	240単位
	栄養アセスメント加算(1月につき)	50単位
	栄養改善加算 (1月につき)	200単位
	口腔機能向上加算(I)(1月につき)	150単位
וו	口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき)	160単位
	一体的サービス提供加算(1月につき)	480単位
	サービス提供体制強化加算(I) (1月につき)	88単位 又は176単位
	サービス提供体制強化加算(II) (1月につき)	72単位 又は144単位
	サービス提供体制強化加算(III) (1月につき)	24単位 又は48単位
	生活機能向上連携加算(I) (1月につき、3月に1回を限度)	100単位
	生活機能向上連携加算 (II) (1月につき)	200単位
	口腔・栄養スクリーニング加算(I) (1回につき、 6月に1回を限度)	20単位
	口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (1回につき、 6月に1回を限度)	5 単位
	科学的介護推進体制加算(1月につき)	40単位
	介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき)	92/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき)	所定単位数の 90/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき)	所定単位数の 80/1000
	介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき)	_{所定単位数の} 64/1000
	令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算(V)(1)~(14)(1月につき)	(※3)所定単位数の 81/1000 から33/1000

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準(令和6年度改正の概要)

介護予防 ケアマネジメント

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)

○ 令和6年度介護報酬改定に準じた見直し(減算の設定等)を行う。

 基本報酬
 改正前
 令和6年度告示改正

 1月当たり
 438単位
 442単位

<u><その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し></u> (※)詳細は<u>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html</u>の該当ページ参照。 高齢者虐待防止の推進(P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (P26)

介護予防ケアマネジメントの基本報酬、加算、減算

基本サー	_ ビフ弗
至4リー	「し人貝

介護予防ケアマネジメント費 442単位

(※) については、令和6年4月に見直しを行った事項。

利用者の状態に応じたサービス提供や 施設の体制に対する**加算・減算**

1	初回加算 (1月につき)	300単位
-	委託連携加算	300単位
	高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100

業務継続計画未実施減算

-1/100